

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 杉商会 徳島県徳島市大松町西奥外50番地5

2 指名停止の期間

令和2年2月20日 ～ 令和2年5月19日 (3ヶ月間)

3 指名停止の理由

株式会社 杉商会は、令和2年1月31日に実施された四国森林管理局発注の「令和元年度会議用テーブル」の入札において、落札したにもかかわらず、仕様書に記載のある会議用テーブルの「天板は桧間伐集成材(プロテクト塗装)」の入手困難を理由に契約辞退届(落札後の辞退)を提出した。

このことは、発注者との信頼関係を損なう不誠実な行為であり、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第13号(不正又は不誠実な行為)に該当し、契約相手方として不適當であると認められるため。

「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(第1、第2、第3及び第4関係)

措置要件	指名停止の期間
(不正又は不誠実な行為) 13 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内

お問い合わせ先・閲覧場所

四国森林管理局 総務企画部 経理課(2階) TEL 088-821-2060